

つくば市記者会 御中

発信日：令和2年（2020年）8月11日（火）

発信元：つくば市 経済部 経済支援室

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

国の助成制度の対象外となる 事業者への市独自の補助金・給付金の 申請受付を8月18日から開始します



つくば市は、事業収入の減少や企業規模が要件に当てはまらず、
国の持続化給付金、家賃支援給付金、持続化補助金の対象外となる
事業者への支援を目的とした市独自の経済支援を開始します。

【テナント等支援補助金事業】

対象者：市内に事業用の土地又は建物を賃借しており、次のいずれかに該当する事業者

- ① 事業収入が前年同月比で30%～50%減少した。
- ② 連続する3か月間の事業収入が前年同期比で15%～30%減少した。

概要：事業収入の減少が、国の家賃支援給付金の要件（1か月で50%以上減少又は3か月で30%以上減少）に当てはまらず、給付を受けられない事業者に対して、事業用の土地・建物の賃料の一部（最大1/2）の3か月分相当額を補助する。
法人は180万円、個人は135万円を上限とする。

【事業継続給付金事業】

対象者：事業収入が前年同月比で30%～50%減少した事業者

概要：事業収入の減少が、国の持続化給付金の要件（1か月で50%以上減少）に当てはまらず、給付を受けられない事業者に対して、法人には20万円、個人には10万円の給付金を交付する。

【中小企業等販路拡大支援事業】

対象者：市内に事業所を置く中小企業者等

概要：企業規模が、国の持続化補助金の要件に当てはまらず補助を受けられない中小企業等に対して、販路開拓や生産性向上の取組の事業費の最大3/4を補助する。

補助事業の計画作成への助言も行う伴走型支援を実施する。

中小企業は100万円、小規模事業者は50万円を上限とする。

◆活用の一例

- ・商品販売や予約受付のホームページ作成。
- ・オンラインでの指導サービスを行うための設備導入。